

## 資料18 災害救助法の適用関係

## 18-1 救助の実施要領の基準（概要）

| 救助の種類               | 対 象   | 支出できる費用   | 費 用 の 限 度 額   | 期 間             | 備 考  |
|---------------------|---|---|---|-----------------|--|
| 避 難 所               | 現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する  | 設置、維持及び管理のための経費<br>1 作業員賃金<br>2 消耗器材費<br>3 建物等の使用謝金<br>4 燃料費<br>5 仮設便所等の設置費 | (基本額)<br>避難所設置費<br>1人1日当たり 300円以内<br><br>(加算額)<br>冬期(10月～3月)については、別に定める額を加算する | 災害発生の日から7日以内    | 1 避難所設置費には天幕借上、仮設便所設置費等一切の経費を含むものとする<br>2 輸送費は別途計上                         |
| 応急仮設住宅              | 住家が全焼、全壊又は流失し居住する住家がない者であって自らの賃金では住宅を得ることができない者(世帯単位)                   | 設置戸数<br>市町村ごとに全焼(壊)又は流失した世帯の3割以内(整地費、建築費、附帯工事費、作業員賃金、輸送費、建築の事務費)            | 1戸当たり29.7㎡を基準とし2,326,000円以内とする。   | 災害発生の日から20日以内着工 | 供与期間2年以内   |
| 炊き出し、その他食品の給与       | 1 避難所に収容された者<br>2 全半壊(焼)、流失、床上浸水等で炊事のできない者<br>3 床下浸水で自宅において炊事不可能な者      | 主食費、副食費、燃料費、雑費(器物の使用謝金、消耗品の購入費)   | 1人1日当たり 1,010円以内<br>被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合は3日分以内<br>(大人・小人の差別なし)             | 災害発生の日から7日以内    |  |
| 飲料水の供給              | 現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)                                     | ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費、浄水用の薬品及び資材費                                  | 当該地域における通常の実費   | 災害発生の日から7日以内    | 輸送費、作業員賃金は、別途計上  |
| 被服、寝具その他生活必需品の給(貸)与 | 1 全半壊(焼)、流失、床上浸水、船舶の遭難等により、生活必需品をそう失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者<br>2 死亡者、転出者は除く | 被害の実情に応じ<br>1 被服、寝具及び身の回り品<br>2 日用品<br>3 炊事用具<br>4 光熱材料                     | 1 夏期(4月～9月)、冬期(10月～3月)の区分は災害発生の日をもって決定する<br>2 後掲表に掲げる金額の範囲内                   | 災害発生の日から10日以内   | 備蓄物資の価格は当該地域の時価により現物給付に限ること  |
| 医 療                 | 災害により医療の途を失った者(応急的に処理する)  | 1 診 察<br>2 薬剤又は治療材料の支給<br>3 処置、手術その他の治療及び施術<br>4 病院又は診療所への収容<br>5 看 護       | 救護班<br>使用した薬剤、治療材料、医療器具修繕費等の実施<br>病院、診療所又は施術者<br>国民健康保険の診療報酬又は療養費の額以内         | 災害発生の日から14日以内   | (医療機関による場合)救護班では治療できない重症の患者等がある場合又は救護班の活動能力の限界以上に患者がある場合若しくは救護班が到着しない場合に限る |

第6編 資料18 災害救助法の適用関係

| 救助の種類          | 対 象  | 支出できる費用  | 費 用 の 限 度 額  | 期 間                           | 備 考   |
|----------------|--|--|--|-------------------------------|---|
| 助 産            | 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（死産、流産を含む）  | 助産の範囲<br>1 分べんの介助<br>2 分べん前、分べん後の処置<br>3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料 | 1 救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費<br>2 助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額  | 分べんした日から7日以内                  | 妊婦等の移送費は別途計上  |
| 災害にかかった者の救出    | 1 現に生命、身体が危険な状態にある者<br>2 生死不明の状態にある者   | 舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費                            | 当該地域における通常の実費  | 災害発生の日から3日以内                  | 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う（輸送作業員賃金は、別途計上）    |
| 災害にかかった住宅の応急修理 | 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急処理をすることができない者「世帯単位」（さしあたりの生活に、支障がない場合を除く）                                  | 1 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分<br>2 修理用原材料費、労務費、材料輸送費、工事事務費 | 1 世帯当たり 500,000円以内   | 災害発生の日から1か月以内                 | 1 実情に応じ市町村相互間において対象数の融通ができる<br>2 各世帯ごとに限度額以内          |
| 学用品の給与         | 住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（盲学校、ろう学校、養護学校の小学部児童及び中学部生徒） | 1 教科書（教材を含む）<br>2 文房具<br>3 通学用品                          | 1 教科書代<br>小学校の児童及び中学校生徒 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用する教材等の実費<br>高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材の実費<br>2 文房具及び通学用品<br>小学校児童1人当たり4,100円<br>中学校生徒1人当たり4,400円<br>高等学校等生徒1人当たり4,800円 | 災害発生の日から教科書1か月以内文房具・通学用品15日以内 | 1 各人ごとに限度額以内<br>2 備蓄物資は時価評価<br>3 入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する |
| 埋 葬            | 1 災害の際死亡した者<br>2 実際に埋葬を実施する者に支給  | 1 棺（付属品を含む）<br>2 埋葬又は火葬（作業員賃金を含む）<br>3 骨壺及び骨箱            | 1 体当たり<br>大人（12歳以上）199,000円以内<br>小人（12歳未満）159,200円以内   | 災害発生の日から10日以内                 |   |
| 死体の搜索          | 行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者   | 搜索のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費                                 | 当該地域における通常の実費  | 災害発生の日から10日以内                 | 輸送費、作業員賃金は、別途計上                                       |
| 死体の処理          | 災害に際し死亡した者の死体に関する処理  | 1 洗浄、縫合、消毒<br>2 一時保存<br>3 検 案                            | 1 1体当たり 3,300円以内<br>2 既存建物利用 通常の実費<br>野外仮設の場合<br>1体当たり 5,000円以内<br>3 救護班以外は慣行料金  | 災害発生の日から10日以内                 | 1 検案は原則として救護班によること<br>2 輸送費、作業員賃金は、別途計上               |
| 障害物の除去         | 1 自分では除去することのできない者<br>2 居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活上支障を来す場合<br>3 半壊、床上浸水の世帯数の1割5分以内            | 除去に必要な機械器具等の借上賃、輸送費及び作業員賃金                               | 1 世帯当たり 137,000円以内   | 災害発生の日から10日以内                 | 1 実情に応じ市町村相互間において対象者数の融通ができる<br>2 1世帯ごとに限度額以内         |

| 救助の種類      | 対 象  | 支出できる費用 | 費 用 の 限 度 額  | 期 間                  | 備 考                |
|------------|--|---------|--|----------------------|--------------------|
| 輸送費及び作業員賃金 | 1 被災者の避難<br>2 医療及び助産<br>3 被災者の救出<br>4 飲料水の供給<br>5 死体の捜索<br>6 死体の処理<br>7 救済用物資の整理配分 |         | 当該地域における通常の実費  | 救助の種類ごとの実費が認められる期間以内 |                    |
| 実 費 弁 償    | 災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者   |         | 一人1日当たり<br>医師、歯科医師 17,400円以内<br>薬剤師 11,900円以内<br>保健師、助産師、看護師 11,400円以内<br>土木技術者、建築技術者 17,200円以内<br>大工、左官、とび職 20,700円以内 | 救助の実施が認められる期間以内      | 時間外勤務手当及び旅費は別に定める額 |

※費用の限度額については、毎年度改正が行われるので留意すること。被害等認定基準は、第2編 第2章第2節「災害情報の収集・連絡活動」を参照のこと。

表（別表の被服寝具その他生活必需品の給（貸）与の費用の限度額）

| 区 分                   |           | 1人世帯    | 2人世帯    | 3人世帯    | 4人世帯    | 5人世帯    | 6人以上<br>1人増すごとに |
|-----------------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------------|
| 全壊<br>(焼)<br>流失       | 夏(4月～9月)  | 17,300円 | 22,300円 | 32,800円 | 39,300円 | 49,800円 | 7,300円          |
|                       | 冬(10月～3月) | 28,600円 | 37,000円 | 51,600円 | 60,500円 | 75,900円 | 10,400円         |
| 半壊<br>(焼)<br>床上<br>浸水 | 夏(4月～9月)  | 5,600円  | 7,600円  | 11,400円 | 13,800円 | 17,500円 | 2,400円          |
|                       | 冬(10月～3月) | 9,100円  | 12,000円 | 16,900円 | 20,000円 | 25,400円 | 3,300円          |